

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見(平成19年6月)  
統計調査関連業務に関する意見・要望について

	意見・要望	所管府省からの回答
1	保健所及び福祉事務所等を実施機関として定めて調査している統計について国一律で民間委託すること	(厚生労働省) 医療施設静態調査及び患者調査について、20年度から市場化テストによる実施を予定している2調査の実施状況をみながら、国の事務に引き上げるのか、地方公共団体の判断で民間開放を行うのか、現行の方式を維持するのかを21年度中に結論を得ることとしている
2	地方公共団体を經由して行う統計調査の民間開放については国が全国統一的な対応方針を示すべき	(総務省) 総務省所管の指定統計調査については、実査を地方公共団体の法定受託事務として地方公共団体に委託している趣旨、民間事業者からの意見聴取の結果等を踏まえ、希望する地方公共団体単位での民間開放が可能となるよう、調査時期の到来に応じ、国が措置すべき環境整備の在り方や実施スケジュール等について、調査ごとの特性を踏まえて検討を進めているところ
3	統計法施行令別表について、民間開放を行う調査毎に都度改正するのではなく、あらかじめすべての調査に適用できるような規定にしておくこと	(総務省) 統計法施行令の別表は、調査実施府省による各指定統計調査の調査計画を踏まえて、地方公共団体が法定受託事務として行う事務等を定めるものであり、あらかじめすべての指定統計に適用できるような規定を設けることは困難
4	国民生活基礎調査について、全国あるいは地方(ブロック、都道府県)単位で民間委託すること	(厚生労働省) 調査方法の見直し及び保健所・福祉事務所関与の効果検証などを見直しを行うため、20年度に試験調査等を実施し、地方公共団体の判断による民間開放を行うかどうかを含め、21年度中に結論を得る
5	法定受託事務として行っている自治体の統計業務について民間委託の可能性範囲を拡大するよう関係法令を改正すること。 また、委託範囲は限定的ではなく、包括的なものとする	(総務省) 調査時期の到来に応じ、国が措置すべき環境整備の在り方等について、調査ごとの特性を踏まえて検討を進めている 環境整備の具体的内容としては、関係法令の改正のほか、民間開放の対象事務の範囲についても、地方公共団体の意見を聴取しつつ検討を進め、提示することとしている  (文部科学省) 文部科学省所管指定統計調査については、関係法令においてその範囲等を限定するような規定は設けておらず、現行制度下での対応が可能  (厚生労働省) 医療施設静態調査及び患者調査(23年度実施予定)について、20年度から市場化テストによる実施を予定している2調査の実施状況をみながら、国の事務に引き上げるのか、地方公共団体の判断で民間開放を行うのか、現行の方式を維持するのかを21年度中に結論を得ることとしている また、国民生活基礎調査については、調査方法の多様化などを見直しを行うため、20年度に試験調査等を実施し、地方公共団体の判断による民間開放を行うかどうかを含め、平成21年度中に結論を得ることとしている 上記取組を踏まえ、関係法令を必要に応じて改正することを検討してまいりたい  (農林水産省) 地方公共団体の判断により民間開放が可能となるよう、地方公共団体との意見交換、試行調査の実施等を踏まえ、民間開放が可能業務の範囲を検討するほか、関係法令を改正するなど所要の環境整備を図る  (経済産業省) 統計調査における民間事業者活用について具体的な検討を進めているところであり、その結果を踏まえ、統計法施行令に基づく法定受託事務の対象となる当省所管の指定統計調査の民間開放の可能性について引き続き検討する  (国土交通省) 都道府県が独自の判断で民間委託を行う場合は、所要の環境整備を行う方向で検討している